

院内感染対策指針

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

医療従事者は、患者の安全を確保することが義務である。

院内感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように速やかに制圧、終息を図るために、全職員が院内感染対策を把握し、病院理念に則り医療を提供できるように本指針を作成する。

2. 院内感染に関する感染管理組織

院長が積極的に感染対策に関わり、院内感染対策委員会・ICT・看護部感染対策委員が中心となり、すべての職員に対して組織的な対応と教育・啓発活動を行う。

1) 院内感染対策委員会(ICC)

院長、感染担当医師、事務部長、看護部長、リハビリセンター長、薬剤課長、検査技師長、感染担当看護師長を構成員として組織し、感染管理における決定機関である。

委員会は毎月1回定期的に開催し、当院における患者及び勤務する職員等の院内感染防止対策を図り、積極的に院内衛生管理の万全を期すことを目的とし、院内感染防止のための調査・研究・企画立案に関すること、院内感染防止対策に関することについて検討する。検討された事項は全職員へ周知される。また、緊急時は臨時会議を開催する。

2) インфекションコントロールチーム(ICT)

感染担当医師、感染担当看護師長、担当主任、薬剤師、検査技師、栄養士、リハビリスタッフ、事務職員、を構成員として組織し、感染管理活動の実働部隊として感染対策を円滑に行うために、以下の業務を行う。

- ・各部署における感染症発生の確認及び感染源や感染経路の把握
- ・院内環境の汚染状況や保菌者の把握
- ・病院疫学情報の把握
- ・院内感染対策マニュアル等の作成、改訂
- ・院内感染対策処置・予防処置の評価及び指導
- ・院内感染予防に関する啓発および教育
- ・ラウンドの実施
- ・感染防止対策加算1に係る届出を行った医療機関が定期的に開催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加する
- ・その他の院内感染対策に関する事項

3) 看護部感染対策委員会

感染担当看護師長、主任、外来・病棟の看護師(リンクナース)で構成される。院内感染対策委員会、ICT の方針をふまえ、所属看護単位における感染対策の実践、指導を行う。

- ・サーベイランスにおけるデータ収集
- ・外来、病棟における感染対策の現状把握と問題点の抽出
- ・職員、患者・家族に対する感染防止対策の実施
- ・医療器材の適正使用に関する評価と改善

2. 職員研修に関する基本方針

- 1) 院内感染防止のため、基本的考え方、正しい知識と技術を習得することを目的に全ての職員を対象に教育・指導・啓発活動を実施する。
- 2) 職員研修は、就職時、年2回全職員を対象に開催する。必要に応じて各部署や職種ごとの研修も随時開催する。

3. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- 1) MRSA や多剤耐性菌、院内感染対策上問題となる感染症、医療器具感染など、サーベイランスを実施する。
- 2) 定期的にラウンドを行い、個別指導を行う。ラウンド結果および指導・改善内容を記録保存する。

4. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) アウトブレイクあるいは異常発生が疑われた場合は、速やかに臨時の委員会を開催し、発生の原因、状況の対応、改善策などを話し合い、職員への周知を図る。
- 2) 保健所への報告が必要な場合は、速やかに報告する。

5. 抗菌薬適正使用に関する基本方針

- 1) 薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン 2016-2020(厚生労働省)に基づき、抗菌薬適正使用を推進する。
- 2) 適切に使用されるように、一部抗菌薬を届出制にする。

6. 患者への感染対策指針の閲覧に関する基本方針

- 1) 患者が安心して医療を受けられるよう「院内感染対策指針」について、指針の趣旨とその内容をホームページで、閲覧できるものとする。また、全職員が閲覧できるよう、全部署に配布する。

7. その他院内における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- 1) 院内感染防止を推進するため、随時「院内感染対策マニュアル」の見直しを図り、新しい情報を提供する。
- 2) 職員は、院内感染対策マニュアルを遵守し、適切な手指衛生や防護用具の使用などの標準予防策・感染経路別予防策などを実施する。また血液曝露防止やワクチン予防接種などを受け、自身の健康管理を十分行う。
- 3) 地域の医療機関、施設との連携強化に努める。

この指針は、2019年4月1日より施行する

2020年8月 改訂

2025年6月 改訂